

## 筆界特定の手続に関する通知

下記1の筆界特定の手続について、不動産登記法第140条第1項の規定に基づく下記2の関係人に対する下記3の通知を、同法第140条第6項の規定により準用する同法第133条第2項の規定により掲載する。

令和8年6月5日

大阪法務局筆界特定登記官

### 記

#### 1 筆界特定の手続の表示

手続番号 令和7年第228号

対象土地 交野市星田一丁目4920番1  
同所 4922番2

手続番号 令和7年第229号

対象土地 交野市星田一丁目4920番1  
同所 4922番6

#### 2 関係人の氏名又は名称

株式会社日東エンジニアリング

#### 3 通知をすべき事項

- (1) 筆界特定の手続に係る意見聴取等の期日の開催の通知
- (2) 上記(1)の事項を記載した書面をいつでも関係人に交付する。